

Ⅱ 学生の危機への対応

(学生が巻き込まれるケース)

1. 学内への不審者侵入
2. 実験中の事故
3. 課外活動中の事故
4. 公共交通機関等による重大事故

II 学生の危機への対応

1. 学内への不審者侵入

事例：授業を行っている講義室に、突然、手に刃物を持った見慣れない男が大声を上げながら入って来て暴れ出した。
 教員の誘導で学生達はすぐに避難を始めたが、興奮した男は学生達に斬りかかり、学生の多くが手や足などに傷を負った。

(1) 初期対応・情報収集

① 状況把握・学生の安全確保

講義室に凶器を持った人間が侵入するなど、危害を加える恐れがある場合には、直ちに講義室内の学生を待避させ、周囲の学生・教職員に大声で危険を知らせます。危機の通報を受けた、または察知した教職員は、速やかに警察（110番）へ通報して出動を依頼し、当該部局の学生係等に連絡を行います。

学生を避難させた後は、警察官が到着するまで不審者には近づかないようにしますが、やむを得ず対応する場合は、傘や椅子などの身近な物で不審者の行動を抑止しながら複数で取り囲み、警察官の到着を待ちます。

② 被害状況の確認

連絡を受けた当該部局の学生係等は、複数の職員で現場に急行し、被害状況を確認し、当該危機管理員（部局長）、事務（部）長及び学生部教務課長（授業時間以外は学生生活課長）に被害の状況を報告します。

教職員は、負傷者が発生した場合には、負傷の部位・程度や周囲の状況等を把握し、直ちに救急車（119番）の出動を要請するとともに、負傷者に応急手当を施します。なお、軽症と考えられる場合でも、保健管理センターの医師の診断を受けるようにします。また警察等の現場検証などの場合に備え、現場を立ち入り禁止にするなど現場の保存を行います。

③ 危機管理レベル判定（別表1参照）

連絡を受けた教務課長は、速やかに理事（教育・学生担当、危機管理担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

第一報を受けた当該部局職員は、その内容を危機管理員（部局長）、事務（部）長に報告するとともに、直ちに教務課長（連絡調整窓口）へ連絡します。その後も、全ての情報を教務課長へ連絡します。

連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（教育・学生担当、危機管理担当）に報告を行います。また、負傷者が出るなど危機レベル2以上の場合には、教務課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

② 全学の職員・学生への注意の喚起

必要に応じて職員・学生に緊急連絡を行い、事案発生の事実を伝え、現場に近づかないように注意を促します。

③ 警察等への連絡

緊急に警察や消防署へ通報する必要がある場合、各部署は事務局の了承を要しな

II-1 学内への不審者侵入

いこととし、事後報告を行います。

④被害者等の関係者への連絡

学生に負傷者が発生した場合、負傷者の所属する関係部署を通じて、被害者の家族・関係者に連絡します。

(3) 対策本部

①構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

②被害状況の把握

関係部署と連絡を絶えずとり、負傷者の有無・程度などの被害状況の把握を行います。その上で、報道機関への公表などの判断を行います。

③部局等へ対応の指示

対策本部は、被害者への対応・今後の予防策の検討等について特に必要を認めた場合、関係部局に適切な指示を行います。

(4) 学外対応

①被害者等への対応

被害学生を見舞い、学生やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。

この場合における見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長等が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

②報道機関等への対応

報道機関等との連絡調整は総務課長、問い合わせへの対応は教務課長が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等からの取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

③文部科学省への報告

理事（教育・学生担当）の指示により、学生部長又は教務課長は事件の概要を文部科学省に報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

①被害者への対応

当該部局長等は、負傷した学生やその周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を開設して、被害者の対応にあたります。

②職員・学生への周知

役員・部局長等が必要と認めた場合は、事件の経過を記した文書の配布・掲示等を通じて、職員・学生への周知を図ります。

③再発防止策の検討

再発防止策の検討のため、不審者の侵入を入り口等で阻止することができなかったかなど、施設部と連携を図りつつ、不審者の行動および関係者の対応を検証します。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>手に不審物を所持しており、不自然な言動の者が学内を徘徊しているのを見かけた。</p> <p>不審者が、凶器などを振りかざすなど、危害を加える恐れがあるが、危害はまだ発生していない。</p>	<p>不審者の行動により、負傷者が出たが軽傷である。</p> <p>不審者の行動により、負傷者が出たが少数である。</p> <p>学生または保護者、学外者からのクレームの電話またはメールが届いたが少数である。</p> <p>報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>不審者の行動により、重傷以上の被害者が出た。</p> <p>不審者の行動により、多数の者が負傷した。</p> <p>学生または保護者、学外者からクレームの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事件に関して照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>不審者の監視（出来るだけ複数で対応）</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

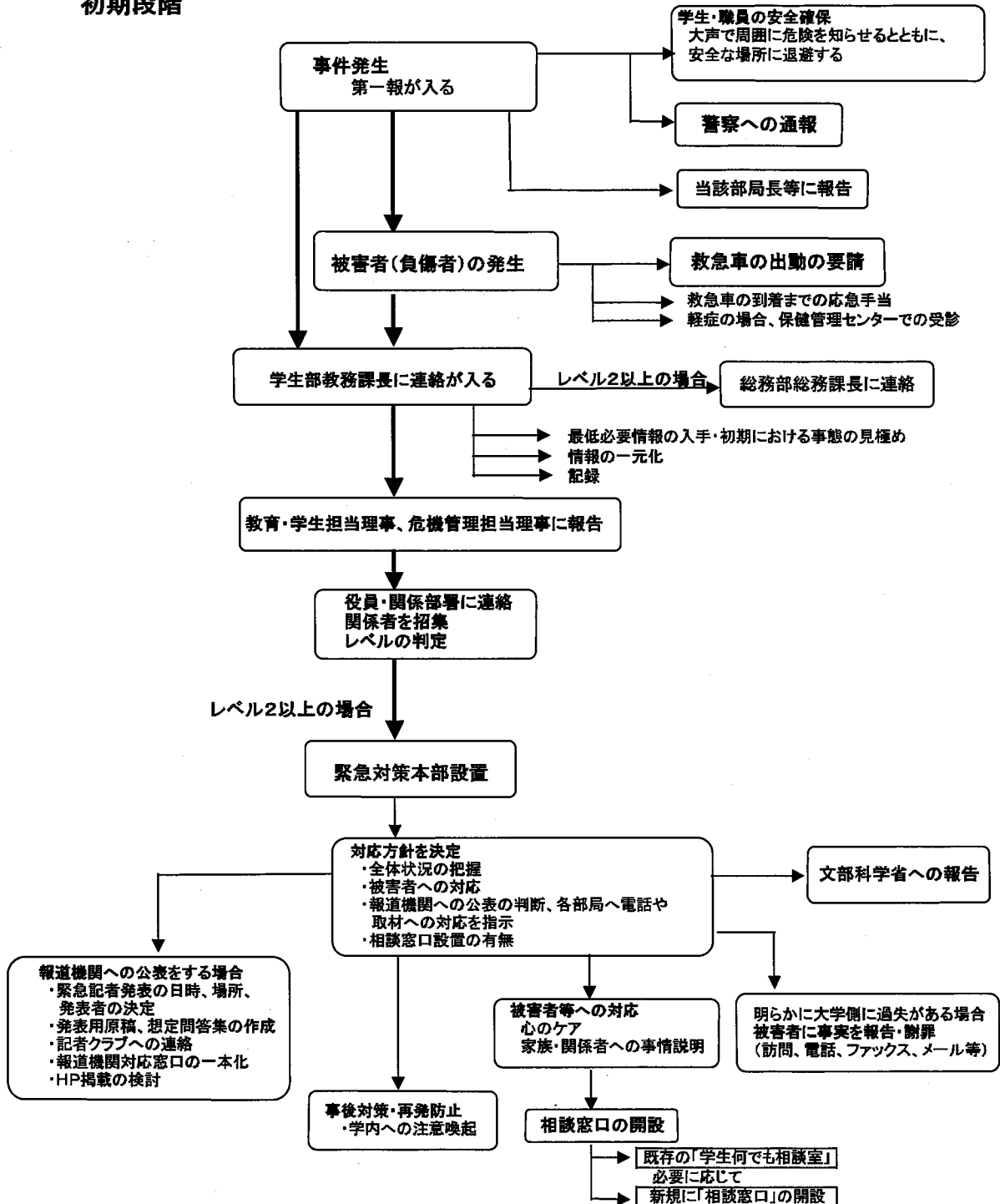
別表 2

不審者侵入時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（教育・学生担当）</p> <p>本部員：理事（危機管理担当）、関係部局長、事務局長、事務局担当課長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>教務課長（学生生活課長）、関係部局事務（部・課）長、産業医、安全衛生担当者</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学内対応）	<p>学生部教務課長</p>	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	<p>調整窓口：総務課長</p> <p>問い合わせ対応：教務課長（学生生活課長）</p>
	文部科学省等対応	<p>学生部長又は教務課長（学生生活課長）</p>

学内への不審者侵入時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、出来る限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果をふまえて以後の対応に反映させる。

II 学生の危機への対応

2. 実験中の事故

事例：化学実験で、担当教員が水素を発生させ、マッチで引火し小さな爆発により水素の存在を確認する実験を行った。その後、班別の学生実験で、B班では反応が遅かったのでCさんがフラスコを振り、水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火したとき、フラスコが爆発し多数の負傷者が出た。

(1) 初期対応・情報収集

①初期対応

担当教員は、学生の負傷の有無等を確認し、負傷した学生がいた場合は、応急措置を行うとともに、周囲にいる者（教職員・学生）に、保健管理センター及び学生係等への連絡を依頼します。また、負傷の程度により救急車の出動を要請します。その際に担当教員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置について説明し、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かいます。

②学生の安全確保

担当教員等は、火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、被害の拡大の防止策を講じるとともに、学生に避難の指示を出します。

③被害状況の確認

連絡を受けた当該部局の学生係等は、現場に急行し、被害状況を確認した上で、当該部局長、事務（部）長及び学生部教務課長に事故の発生を連絡します。

担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を説明し、医師から負傷の状況、治療内容等を聞き、部局長へ連絡します。

④危機管理レベルの判定(別表1参照)

連絡を受けた教務課長は、速やかに理事（教育・学生担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

①連絡系統

担当教員は、周囲にいる者（教職員・学生）に依頼し事故の発生を学生係等に連絡します。学生係等は当該部局の危機管理員（部局長）、事務（部）長に報告するとともに、直ちに教務課長（連絡調整窓口）へ連絡します。

連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（教育・学生担当）に報告を行います。また、負傷者が出ているなど危機レベル2以上の場合には、教務課長は警察署及び総務部総務課長にも連絡を行います。

②状況の報告

学生係等は、担当教員等と連携し、学生の動揺を鎮めながら事情を聴き、情報を集めるとともに、事故の経緯を正確に把握、記録し、部局長、教務課長に報告します。教務課長は、理事（教育・学生担当）に報告します。

③警察・消防署等への連絡

緊急に警察・消防等へ通報する必要がある場合は、事務局の了承を要しないこととし、事後報告を行います。

④保護者等の関係者への連絡

II-2 実験中の事故

被害者の所属する関係部署を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状況、搬送先などの事実のみを伝えます。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統(別表2参照)

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

② 被害状況の把握

緊急対策本部長は、関係部署と連絡を絶えずとり、負傷者の有無・程度などの被害状況の把握を行います。その上で、報道機関への公表などの判断を行います。

③ 部局等への対応の指示

緊急対策本部は、被害者への対応、今後の予防策の検討等について、特に必要と認められた場合、関係部局に適切な指示を行います。

(4) 学外対応

① 被害者等への対応

学生に負傷者が出た場合には、当該学生を見舞い、学生やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。

この場合において、見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

② 報道機関等への対応

報道機関等外部への対応の連絡調整は総務課長が、問い合わせへの対応は教務課長が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等からの取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

③ 文部科学省への報告

理事(教育・学生担当)の指示により、学生部長又は教務課長は、事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

① 被害者への対応

当該部局長等は、負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、「学生教育研究災害傷害保険」の請求手続き、治療費等について説明を行います。

また、事故に遭遇した他の学生に対して、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮します。

更に、負傷した学生や周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、被害者の対応にあたります。

② 原因の究明と再発防止策の検討

理事(教育・学生担当)は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行います。更に、その反省と改善点に基づいて、全教職員の共通理解を図り、事故の再発防止を図ります。

別表1

レベル表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>実験中に小規模の爆発 負傷者はいない。</p>	<p>実験中に中規模の爆発。 数名の軽傷者が発生している が、他の学生や建物等への被害 が拡大する恐れはない。</p> <p>学生または保護者、学外者か らの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事故に関して照 会または取材の申し込みがあ った。</p>	<p>実験中に大規模な爆発。 重傷者が発生し、他の学生や 建物等への被害が拡大してい る。</p> <p>学生または保護者、学外者 からの問い合わせの電話ま たはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事故に関して 照会または取材の申し込み が殺到している。</p>
<p>関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

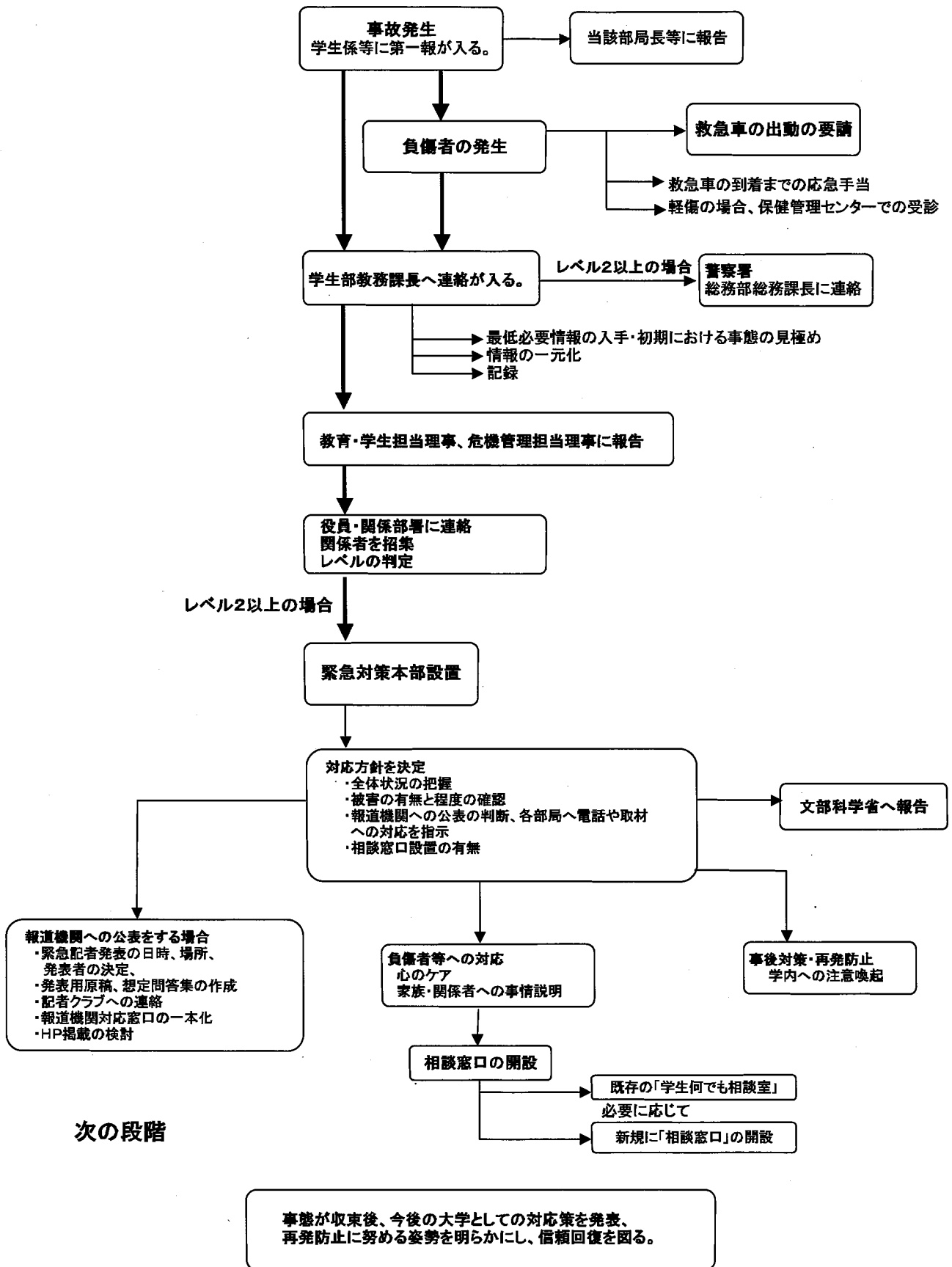
別表2

実験中の事故時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長 副本部長：理事（教育・学生担当） 本部員：理事（危機管理担当）、関係部局長、事務 局長、事務局担当部課長、関係部局事務（部・課） 長、 その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>学生部教務課長、関係部局事務（部・課）長 産業医、安全衛生担当者 その他必要と認められる者</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学内対応）	<p>学生部教務課長</p>	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	連絡調整：総務課長
	文部科学省等対応	問い合わせ対応：教務課長 学生部長又は教務課長

初期段階

実験中の事故発生時の対応



次の段階

II 学生の危機への対応

3. 課外活動中の事故

事例：対外試合の為にN県へ貸し切りのマイクロバスを利用して遠征していたS部の部員達は、高速道路走行中に後方を走っていたトラックの前方不注意により追突されたため、乗っていたマイクロバスが大破し、S部の部員に多数の負傷者が出たと警察から大学に連絡が入った。

(1) 初期対応・情報収集

① 状況把握

連絡を受けた学生部職員は、事故の経過と被害状況、負傷者の氏名・所属・搬送先の病院など可能な限りの情報を収集、整理します。また、集めた情報は、すべて学生生活課長へ報告します。

② 危機管理レベルの判定（別表1参照）

事故の連絡を受けた学生生活課長は、速やかに学長、理事（教育・学生担当、危機管理担当）に報告するとともに、関係者を招集し、危機レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

第一報を受けた職員は、その内容を上司に報告するとともに、直ちに学生生活課長（連絡調整窓口）に報告します。

連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（危機管理担当、教育・学生担当）に報告を行います。また、被害学生の氏名・所属が判り次第、当該部局の危機管理員（部局長）へ連絡します。なお、負傷者が出ているなど危機レベル2以上の場合には、学生生活課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

② 部の顧問教員への連絡

学生生活課長は、部の顧問教員に連絡します。

③ 保護者等の関係者への連絡

部の顧問教員または学生生活課長は被害学生の所属する関係部署を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡します。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

② 被害状況の把握

警察、消防署等関係部署と連絡を密にし、負傷者の有無、程度等被害状況の把握を行います。また、必要な場合には事故現場や病院等の現場に直ちに職員を派遣し、対応に当たさせます。

③ 部局等へ対応の指示

対策本部は、被害者や被害者の保護者等への対応について、関係部局へ適切な指示を行います。また、保護者等が現地へ行かなければならない場合は、迅速に対応します。

(4) 学外対応

① 被害者等への対応

負傷した学生及びその家族等の関係者への見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長、部の顧問教員が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

② 報道機関等への対応

報道機関等外部への連絡調整は総務課長が、問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関から取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

③ 文部科学省への報告

理事（教育・学生担当）の指示により、学生部長又は学生生活課長は事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策・再発防止

① 被害者への対応

負傷した学生や周囲でショックを受けている学生がいた場合、精神科医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、被害者の対応にあたります。

② 学生・職員への周知

事件の経過を記した文書の掲示等を通じて、学友会関係者や部・サークル代表者、顧問教員等に周知します。

③ 再発防止策の検討

旅行経路、現地の交通事情、交通機関等の点検を行い、緊急連絡体制・医療体制の点検、保護者の理解の徹底等、万一の事故発生に備えます。

別表 1

レベル表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>事故の可能性があるとの情報が入った。</p> <p>問い合わせがない状態</p>	<p>事故発生の事実が確認された。</p> <p>負傷はしているものの、軽傷もしくは負傷の程度が深刻な事態を招くものではない者が少数である。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>事故発生の事実が確認された。</p> <p>負傷の程度が深刻な事態を招くことが判明（重症等）</p> <p>負傷の程度は深刻な事態を招くほどではないが、多数の学生が負傷している。</p> <p>学生または保護者、学外者から問い合わせの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

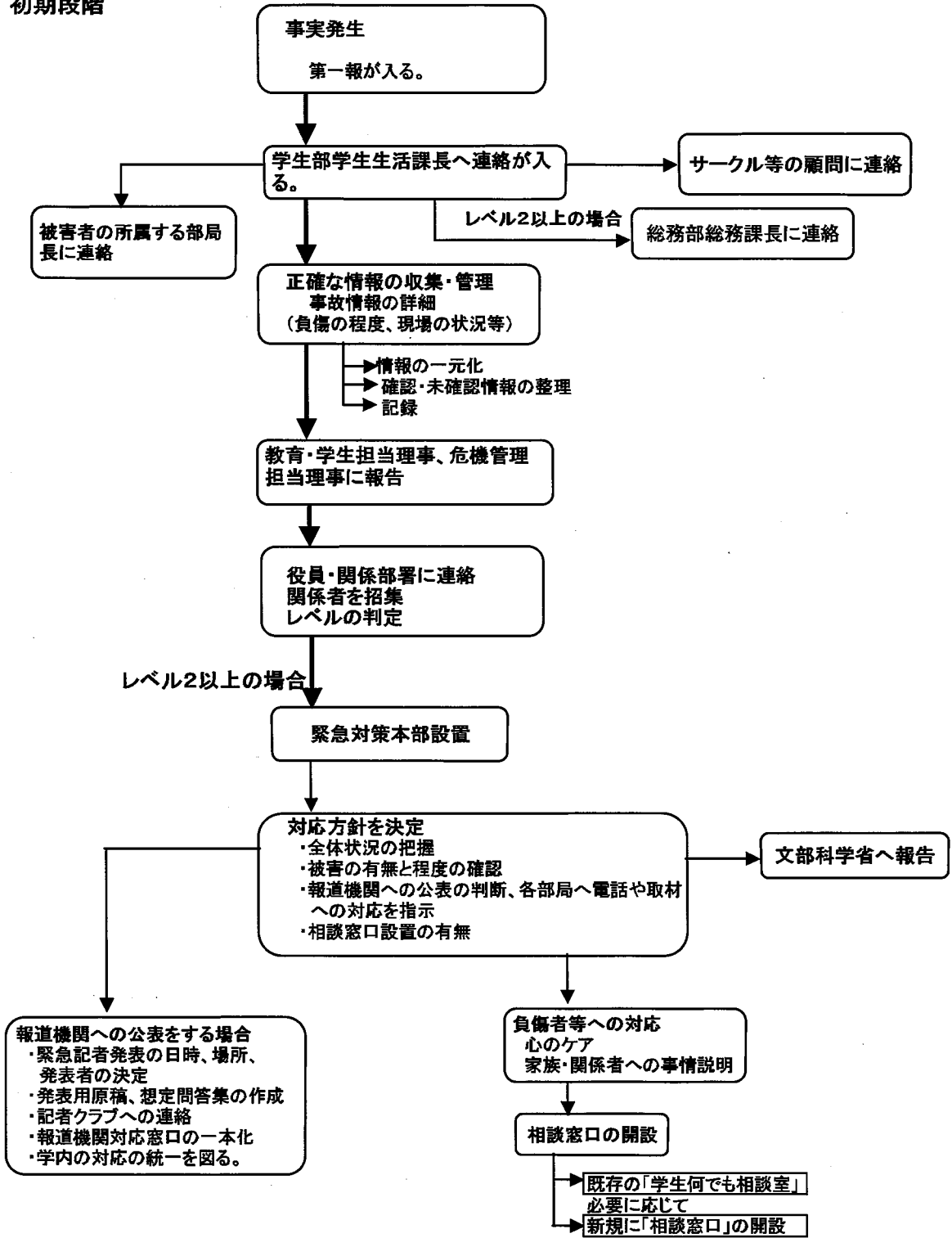
別表 2

課外活動中の事故時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（教育・学生担当）</p> <p>本部員：理事（危機管理担当）、関係部局長、部の顧問教員、関係部局の学生生活委員会委員、事務局長、学生部長、学生生活課長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>学生生活課長</p> <p>産業医、安全衛生担当者</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学内対応）	<p>学生部学生生活課長</p>	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	<p>連絡調整：総務課長</p> <p>問い合わせ先：学生生活課長</p>
	文部科学省等対応	<p>学生部長又は学生生活課長</p>

課外活動中の事故発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、出来る限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果をふまえて以後の対応に反映させる。

II 学生の危機への対応

4. 公共交通機関等による重大事故

事例：通学時間帯に中央駅前で信号待ちのために停車していた市電に、暴走したトラックが突っ込んだ。そのため、市電は横倒しになり、乗っていた乗客に多数の負傷者が出た。負傷した乗客の中には、本学の学生も多数含まれていたため、警察から大学に連絡が入った。

(1) 初期対応・情報収集

① 状況把握

連絡を受けた学生部職員は、事故の経過と被害状況、負傷者の氏名・所属・搬送先の病院などの情報を、関係機関（警察、消防署、病院等）から収集、整理し、集めた情報を直ちに学生部学生生活課長へ報告します。また、学生生活課長は、必要に応じて学生部職員を現場に急行させ被害状況を確認させます。

② 危機管理レベルの判定（別表1参照）

事故の連絡を受けた学生部学生生活課長は、速やかに理事（教育・学生担当、危機管理担当）に報告するとともに、関係者を招集し、危機レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

(2) 連絡体制

① 連絡系統

第一報を受けた職員は、その内容を上司に報告するとともに、直ちに学生生活課長（連絡調整窓口）に連絡します。その後も、全ての情報を学生生活課長へ連絡します。

連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（危機管理担当、教育・学生担当）に報告を行います。また、被害学生の氏名・所属が判り次第、当該部局の危機管理員（部局長）へ連絡します。なお、負傷者が出ているなど危機レベル2以上と判断された場合には、学生生活課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

② 保護者等の関係者への連絡

学生生活課長は被害学生の所属する関係部署を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡、説明します。

(3) 対策本部

① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

② 被害状況の把握

警察、消防署、病院等関係部署と連絡を密にし、負傷者の有無、程度等被害状況の把握を行います。また、必要な場合には事故現場や病院等に直ちに職員を派遣し、対応に当たさせます。

③ 部局等へ対応の指示

対策本部は、被害者や被害者の保護者等への対応について、関係部局と連絡を取りながら適切な指示を行います。

(4) 学外対応

II-4 公共交通機関等による重大事故

① 被害者等への対応

負傷した学生及びその家族等の関係者への見舞い等の対応は、原則として当該学生の所属する部局長や学科長、指導教員等が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

② 報道機関等への対応

報道機関等外部機関との連絡調整は総務課長、問い合わせへの対応は学生生活課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関から取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

③ 文部科学省への報告

理事（教育・学生担当）の指示により、学生部長又は学生生活課長は事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

(5) 事後対策

① 被害者への対応

負傷した学生や周囲でショックを受けている学生がいた場合、精神科医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心のケアを行います。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、被害者の対応にあたります。

② 復学に際しての配慮

学生が復学する際には、出来るだけスムーズに復学できるようなケアを行います。

別表 1

レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>事故の可能性があるとの情報が入った。</p> <p>問い合わせがない状態</p>	<p>事故の発生の事実が確認された。</p> <p>負傷者の数と負傷の程度が深刻な事態を招くものではない。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>事故の発生の事実が確認された。</p> <p>負傷者の数や負傷の程度が深刻な事態を招くことが判明（負傷者・死者の数、負傷の程度等）</p> <p>負傷の程度は深刻な事態を招くほどではないが、負傷者が多数である。</p> <p>学生または保護者、学外者から問い合わせの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>報道機関、ニュース等による情報の収集</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p>	<p>緊急対策本部の設置</p> <p>被害者相談窓口を設置</p>

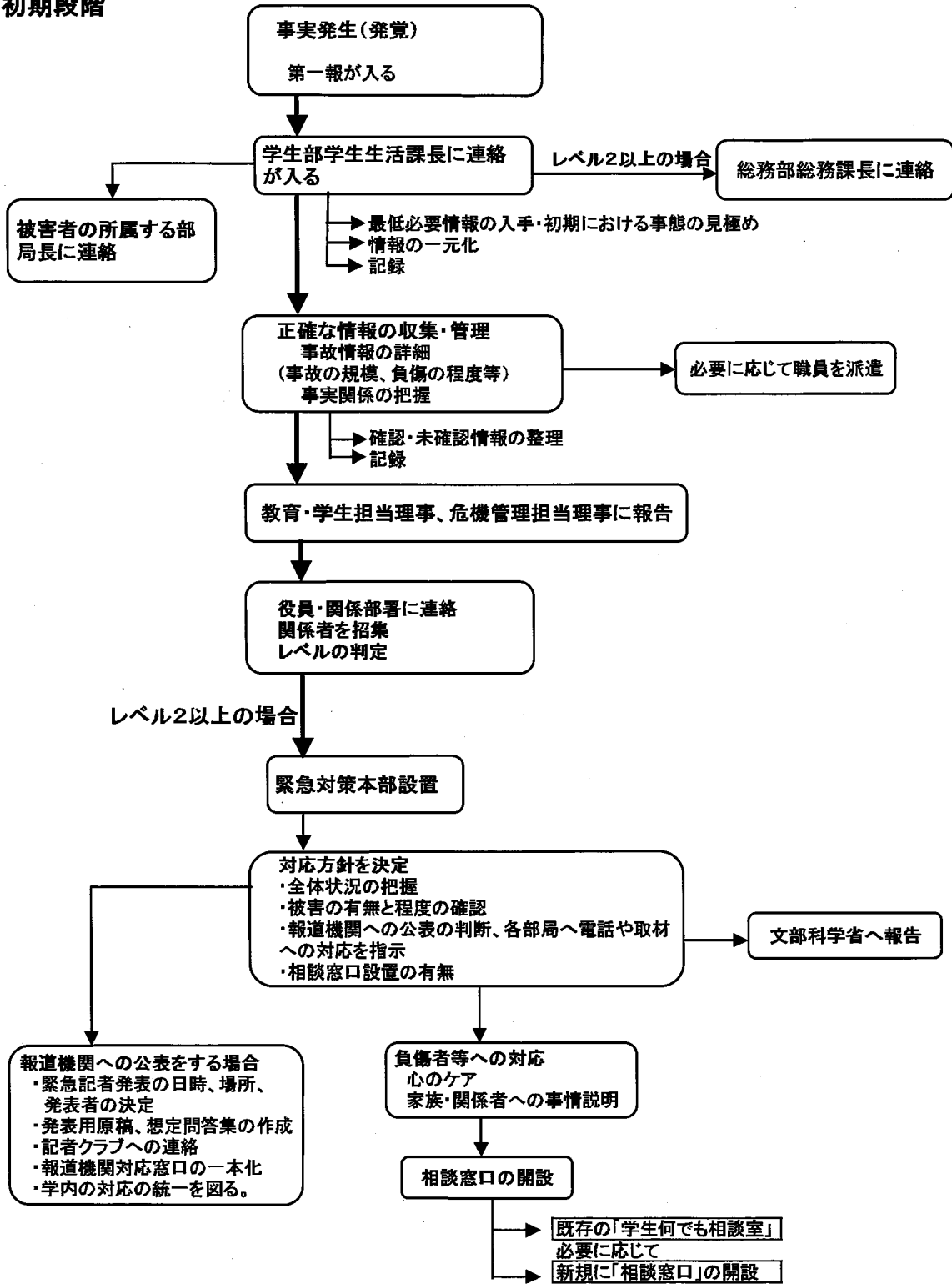
別表 2

公共交通機関等による重大事故時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（危機管理担当）</p> <p>本部長：理事（教育・学生担当）、関係部局長、関係部局の学生生活委員会委員、事務局長、事務局担当部長、関係部局事務（部・課）長、その他必要と認められる者</p>	
被 害 者 相 談 窓 口	<p>学生生活課長、関係部局事務（部・課）長、産業医、安全衛生担当者</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連 絡 調 整 窓 口（学 内 対 応）	<p>総務部総務課長、学生部学生生活課長</p>	
	報道機関対応	<p>調整窓口：総務課長</p> <p>問い合わせ先：学生生活課長</p>
	文部科学省等対応	<p>学生部長又は学生生活課長</p>

公共交通機関等による重大事故発生時の対応

初期段階



次の段階

事態が収束後、出来る限りの対応をしたのか検証を行い、必要があれば検証結果をふまえて以後の対応に反映させる。